地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）第４条に規定する特定調達契約である。

令和８年 11 月 13 日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　入札に付する事項

(1) 業務名及び業務番号

木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター運転管理業務委託（流９上流第 13 号の１）

(2) 業務場所

木津川上流浄化センター　相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木 97 番地

相楽中継ポンプ場　　木津川市相楽高下４

その他　幹線流量計　５箇所

幹線管路施設（管渠・人孔）　３幹線

(3) 業務概要

運営管理業務、運転操作業務、監視業務、機器及び設備の保守点検業務及び修繕業務、水質管理及び水質試験業務、汚泥管理及び汚泥性状試験業務、施設管理及び物品等調達業務等

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約日から令和 14 年４月 30 日までとする。ただし、契約日から令和９年３月 31 日までは業務開始準備期間、令和 14 年４月１日から令和 14 年４月 30 日までは業務引継期間とする。

(5) この業務委託は、性能発注の考え方に基づく包括的民間委託である。

(6) この入札は、業務上の技術提案を受け付け、価格以外の要素及び価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札である。

２　契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836　長岡京市勝竜寺樋ノ口１

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号（075)954-1877

ファクシミリ番号（075)955-2224

(2) 入札説明書等の交付等

ア　交付期間

令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 12 月 11 日（金）まで

イ　入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前８時 30 分から午後５時までの間（正午から午後１時までを除く。）

に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

ウ　設計図書及び開示資料の貸与

アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に、(1)の場所においてデータを保存したＣＤの貸与申込みを受け付ける。

なお、設計図書（抜粋）については、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすることができる。

3　入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

4　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、単体業者（１社で入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）にあっては(1)に掲げる要件を、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件をそれぞれ全て満たさなければならない。

(1) 単体業者の要件

ア　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和８年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和８年京都府告示第２号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「ビル管理等」－小分類「特殊施設管理」

イ　地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体（海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。）に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水処理能力水量（日最大水量をいう。）が１日当たり１万立方メートル以上の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第６号に規定する終末処理場（海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）において、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、平成 23 年４月１日から入札参加資格確認申請の日までに、元請けとして通年で１年以上の履行実績を有する者（契約中のものを含む。）であること。

ウ　緊急時の初期対応として、２時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

エ　総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法第 22 条第２項に規定する資格を有する者を業務場所に専任で配置することができる者であること。

オ　総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法第 22 条第２項に規定する資格を有する者(以下「副総括責任者」という。）を業務場所に専任で２名以上配置することができる者であること。

カ　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第２条第１項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。

キ　確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

ク　技術提案書の評価において、失格に該当しないこと。

(2) 共同企業体の要件

ア　共同企業体は、代表者及びその他の構成員の２者により自主的に結成されたものであること。

イ　代表者及びその他の構成員の出資比率がそれぞれ 30 パーセント以上であり、代表者の出資比率が最大であること。

ウ　技術提案書の評価において、失格に該当しないこと。
エ　代表者及びその他の構成員のいずれかが(1)のウの要件を満たすこと。
オ　各構成員は、(1)のア、カ及びキの要件を満たすこと。
カ　各構成員は、それぞれに副総括責任者を業務場所に専任で１名以上配置することができること。
キ　代表者は、(1)のイ及びエの要件を満たすこと。
ク　その他の構成員は、次の履行実績を有する者であること。
地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水道法第２条第６号に規定する終末処理場において、水処理施設又は濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、平成 23 年４月１日から入札参加資格確認申請の日までに、元請けとして通年で１年以上の履行実績を有する者（契約中のものを含む。）であること。

５　入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書、一般競争入札参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、 共同企業体にあっては、代表者が構成員に係る書類をとりまとめて提出すること。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間
令和８年 12 月７日（月）から令和８年 12 月 11 日（金）まで

(2) 提出場所
２の(1)に同じ。

(3) 提出方法
ア　持参により提出する場合
提出期間中の午前９時から午後５時までの間（正午から午後１時までを除く。）に提出すること。
イ　郵送により提出する場合
郵便書留等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に２の(1)の場所に必着させること。

(4) 確認通知
入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他
ア　申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
イ　４の(1)のアに掲げる資格を有していない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。
(ｱ) 提出期限
令和８年 11 月 20 日（金）午後５時
なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。
(ｲ) 資格審査に関する文書の入手先
原則として、京都府ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html） からダウンロードすること。

(ｳ) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075)414-5442

ファクシミリ番号（075)414-5450

6　入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア　日時

令和９年２月３日（水）午前 10 時

イ　場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口１

京都府流域下水道事務所２階入札室

ウ　郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ｱ) 受領期限

令和９年２月２日（火）午後５時

(ｲ) 提出先

２の(1)に同じ。

(ｳ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア　持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。

イ　再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 委託費内訳書

ア　入札時に、委託費内訳書を提出すること。

イ　委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている閲覧用設計書の項目に一致させること。

なお、委託費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

ウ　委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(9) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を２の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア　３に掲げる者又は４に掲げる資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ　委任状を持参しない代理人による入札

エ　記名押印を欠く入札

オ　金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ　入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク　入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ　入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

コ　その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

7　総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア　技術提案書に記載された評価項目について、入札説明書に定める評価基準及び配点により得点（以下「評価点」という。）を決定する。ただし、技術提案書の内容が不誠実なものは、失格とする場合がある。

イ　総合評価は、入札説明書に定める方法により評価点及び入札金額をもって算定した評価値（以下「評価値」という。）により行うものとする。

(2) その他

総合評価競争入札に係る評価項目、評価基準、配点等の詳細は、入札説明書による。

8　落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程(昭和 47 年京都府公営企業管理規程第９号)第 112 条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行ったもののうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

９　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10　契約書作成の要否

要する。

11　入札保証金

免除する。

12　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の５相当額の違約金を徴収する。

13　契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

14　契約の解除予約及び損害賠償請求

府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

15　その他

(1)　１から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2)　詳細は、入札説明書による。

(3)　この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4)　令和９年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

16　Summary

(1) Content of service:

Comprehensive maintenance service at Kizu River Upstream Regional Wastewater Treatment Plant

(2) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation:

From 8:30 AM to 5:00 PM from Friday, November 13, 2026 to Friday, December 11, 2026

(3) The time, date and place for submission of tender and the opening of tender:

10:00 AM on Wednesday, February 3, 2027

Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan

(4) Deadline for tender by direct delivery or mail:

5:00 PM on Tuesday, February 2, 2027

(5) Contact point for the notice:

Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan

TEL:(075)954-1877

FAX:(075)955-2224